

中央労働災害防止協会
教育推進部次長 岡本一紀
【照会先】
企画広報部安全衛生情報センター
所長 間宮直樹
(電話)03-3452-6542 (FAX)03-3452-9225
E-mail koho@jisha.or.jp

事故由来廃棄物等処分業務特別教育を開始 除染の進展に伴う事故由来廃棄物等処分業務の 本格化を受け、平成25年7月より義務化

厚生労働省は、東日本大震災により生じた放射性物質に汚染された土壌等の除染の進展に伴う事故由来廃棄物等の処分業務が今後本格的に実施される見込みであることを受け、「電離放射線障害防止規則」（以下「電離則」という。）を改正し、平成25年7月1日から施行します。

改正後の電離則では、事故由来廃棄物等の処分（※1）の業務を行う事業の事業者は、当該業務に従事する労働者に対して特別教育を行わなければならないとされています。

このため、中央労働災害防止協会（中災防）では、放射線測定器の取扱いや防じんマスク等の個人用保護具の取扱いなどの実技を含めた実践的な特別教育（一部を除く（※2））を開始することとしました。

なお、第1回目の開催は次のとおりです。

■ 事故由来廃棄物等処分業務特別教育

- <日時> 平成25年7月8日（月）9：00～16：20
<場所> 東京都港区芝5-35-1 産業安全会館8階
<参加費> 12,000円（中災防賛助会員10,000円）

「事故由来廃棄物等処分業務特別教育」についての問合せや申込みの詳細は、中災防ホームページ（<http://www.jisha.or.jp>）でご確認ください。

(※1)「処分」には、次の業務が含まれます。

- ① 最終処分（埋立）及び中間貯蔵
- ② 中間処理（選別、破碎、濃縮、焼却等）
- ③ 関連施設・設備の保守点検業務

(※2) 次の科目・内容は含まれておりません。(各事業場における教育が必要です。)

「学科」のうち、「事故由来廃棄物等の処分の業務に係る作業に使用する設備の構造及び取扱いの方法に関する知識」

「実技」のうち、次の内容

- ・管理区域への立入り及び退去の手順
- ・事故由来廃棄物等の破碎等、運搬及び貯蔵の作業、事故由来廃棄物等の焼却、運搬及び貯蔵の作業、事故由来廃棄物等の運搬、貯蔵及び埋立ての作業
- ・事故由来廃棄物等によって汚染された設備の保守及び点検の作業
- ・破碎等設備、事故由来廃棄物等取扱施設の設備及びその他の設備の取扱い、焼却炉及びその他の設備の取扱い、集排水設備、遮水工及びその他の設備の取扱い



(注)

中災防は、昭和39年に労働災害防止団体法に基づき設立された団体で、事業主の自主的な労働災害防止活動を支援するため、企業の人材の育成、安全衛生の専門技術の提供および最新安全衛生情報の提供などの安全衛生に関する総合的な事業を行っています。

会長：米倉弘昌（日本経済団体連合会会長）

理事長：関澤秀哲